

若者又は子育て世帯の移住者を対象に、自ら居住するための家屋を購入した場合に補助金を交付します。
(最大100万円)

1 補助金の概要

1 補助金を申請できる方

下記の①～③すべてに該当する方です。

①移住者であること

移住者 … 市外から市内に住民票を移して転入した後5年以内かつ
転入日の直前3年間市内に住所を有していない方

②40歳未満の方又は子育て世帯（18歳以下の子と同居）の方 ※18歳以下の子とは…18歳になる年の年度末までの子

③新築・購入した家屋の所有権を有する方（共有名義でも可）

2 補助金の対象となる家屋及び経費

令和7年4月1日以後に所有権に関する登記をした家屋の建設費又は
購入費（新築・中古住宅（空き家含む））

※中古住宅及び空き家の購入は、空き家バンク登録物件又は市と
空家対策の推進に関する協定を締結した団体に属する宅地建
物取引事業者が仲介した物件に限ります。

※3親等以内の親族から取得した場合は対象外となります。

3 補助金額

家屋の取得費又は100万円のどちらか低い額を上限に、50万円に加算額を
加えた額を支給（最大100万円）

【計算例】

① 家屋の取得費又は100万円のどちらか低い額……【A】

② 計算額：50万円＋加算額……【B】

加算額

▼ 同居する18歳以下の子 一人につき30万円

▼ 世帯員にUターン者がいる場合 20万円

→直近転入日から3年以上前に市内に住所を有していた者

▼ 居住誘導区域内にある家屋 20万円

→奥州市立地適正化計画で定めている居住を誘導すべき区域

補助金額：A 又は B のどちらか低い額

2 手続き方法

▼申請場所：市役所本庁4階 ふるさと交流課

▼申請期間：家屋の所有権登記後、6か月以内

▼申請書類

交付申請書のほか、住民票や登記事項証明書、売買契約書など

世帯状況や加算該当により追加提出書類があります。事前にご相談ください。